

市民に知ってほしい 議決内容

報第18号 令和3年度富士宮市一般会計繰越明許費繰越計算書について

—佐野 寿夫 編集委員—

※繰越明許費とは、年度内に支出が終わらない見込みのあるものについて、翌年度に繰り越して使用できる経費のこと。
(例：年度間にわたる時期まで施行がかかることが見込まれる事業など)

今定例会では、新型コロナウイルス感染症に関する繰越明許費が多かったので解説します。なお、基本的な財源は国・県からの補助金となります。

- ①新型コロナウイルス感染症対策事業学校施設消毒等(小学校費・中学校費)について
 - 目的は、新型コロナウイルス感染症のクラスター発生時(学級閉鎖や休校となった場合)に学校施設内を消毒する事業費です。
 - その他の備品、消毒液、サーキュレーター、間仕切り等に活用し児童生徒をコロナ感染から守っていきます。
- ②住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業について
 - 令和3年度(非課税世帯・家計急変)対象世帯約1万世帯(給付済みは約9千世帯)に一律10万円が給付されました。
 - 更に今回、令和4年1月1日時点(前回給付を受けなかった世帯)対象世帯1万1千世帯に給付され支援されます。
- ③子育て世帯臨時特別給付金給付について
 - 令和3年度18歳以下の子を養育する一定所得以下の世帯に対象児童1人当たり10万円を給付しましたが、対象児童を令和4年3月末までに出生した児童としたので、4月以降に支給決定となる約150世帯に給付し子育て支援されます。

議第41号 山宮ふじざくら球技場人工芝等整備工事請負契約の締結について

—佐野 和也 編集委員—

山宮ふじざくら球技場に人工芝の整備をすることについて、以前から利用者をはじめ多くの市民の皆様から要望があり、利便性の向上のために整備を進めることになりました。

人工芝の整備をすることにより、平坦性ができ水捌けが良くなり、また砂ぼこりの防止になります。さらにクッション性ができ安全性が増し、今まで以上に良い状態で競技を行うことが可能になります。

工事期間は、令和4年8月中旬から令和5年3月末までの予定です。

工事箇所は、

- ①全面人工芝整備
 - ②ランニング走路の未設置部分の整備
 - ③短距離レーンの設置(2レーン)
 - ④侵入防止柵(金網フェンス)の設置
 - ⑤壁面緩衝材(防護マット)の張替え
- です。



人工芝
楽しみだな!



▲現在のふじざくら球技場